



阪神水道企業団公報

令和5年4月17日(月)
第370号

毎月15日発行

目 次

◇条 例◇

- 阪神水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例
- 阪神水道企業団職員退職手当金条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 阪神水道企業団議会の個人情報保護に関する条例

◇規 則◇

- 阪神水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例施行規則

◇管理規程◇

- 阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程
- 阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

◇議会規程◇

- 阪神水道企業団議会の個人情報保護に関する条例施行規程

◇告 示◇

- 令和4年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算
- 令和5年度阪神水道企業団水道事業会計予算

◇条 例◇

阪神水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年3月24日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団条例第1号

阪神水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例
(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。次条において「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開示請求に係る手数料等）

第2条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける開示請求者は、規則で定めるところにより、写しの作成に要する費用その他の開示に要する費用を負担しなければならない。

（施行細目の委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

阪神水道企業団職員退職手当金条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄

阪神水道企業団条例第2号

阪神水道企業団職員退職手当金条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

（阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部改正）

第1条 阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則又は規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（阪神水道企業団の休日定める条例（平成3年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減</p>	<p>（職員）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則又は規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（阪神水道企業団の休日定める条例（平成3年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減</p>

じた日数)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第8条の2及び第8条の3中公務若しくは通勤による傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第5条 削除

(勤続期間の計算)

第7条 省略

2から6まで 省略

7 前項の規定は、第10条又は第17条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 省略

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 次条又は第8条の3の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその一部又は全部を支給されていない場合は、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額。以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤

じた日数)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第8条の2(第8条の3において準用する場合を含む。))中公務若しくは通勤による傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(給料月額)

第5条 この条例で「給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料又はこれに相当する給与の月額をいう。ただし、第8条の4、附則第3条及び附則第5条においては、単に給料の月額をいう。

(勤続期間の計算)

第7条 省略

2から6まで 省略

7 前項の規定は、第8条の2第2項又は第17条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 省略

(普通退職の場合の退職手当の基本額)

第8条 次条第1項又は第8条の3の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合に100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(その者に対する退職手当の額を計算するに当たり、第8条の2又は第8条の3の規定の適用を受ける者

<p>続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合に100分の83.7を乗じて得た割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の<u>期間</u>については、1年につき<u>100分の100</u></p> <p>(2) 11年以上15年以下の<u>期間</u>については、1年につき<u>100分の110</u></p> <p>(3) 16年以上20年以下の<u>期間</u>については、1年につき<u>100分の160</u></p> <p>(4) 21年以上25年以下の<u>期間</u>については、1年につき<u>100分の200</u></p> <p>(5) 26年以上30年以下の<u>期間</u>については、1年につき<u>100分の160</u></p> <p>(6) 31年以上の<u>期間</u>については、1年につき<u>100分の120</u></p> <p>2. <u>前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第11条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定に基づき退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、当該自己都合等退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>勤続期間1年以上10年以下の者</u> 100分の<u>60</u></p> <p>(2) <u>勤続期間11年以上15年以下の者</u> 100分の<u>80</u></p> <p>(3) <u>勤続期間16年以上19年以下の者</u> 100分の<u>90</u></p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>に限る。)にあつては、<u>104分の83.7</u>を乗じて得た割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の<u>期間</u>については1年につき<u>100分の110</u></p> <p>(2) 11年以上20年以下の<u>期間</u>については1年につき<u>100分の125</u></p> <p>(3) 21年以上25年以下の<u>期間</u>については1年につき<u>100分の210</u></p> <p>(4) 26年以上30年以下の<u>期間</u>については1年につき<u>100分の180</u></p> <p>(5) 31年以上の<u>期間</u>については1年につき<u>100分の120</u></p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p>
---	---

第8条の2 11年以上25年未満の期間勤続した者で、阪神水道企業団職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第5号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の規定により定められた期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合に100分の83.7を乗じて得た割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

第8条の2 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者、その者の非違によることなく勸奨を受け退職した者若しくはこれに準ずる理由により退職した者、公務若しくは通勤による傷病により退職し、又は公務若しくは通勤により死亡した者で規則で定めるもの又は定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で阪神水道企業団職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第5号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。）に対する退職手当の基本額は、第8条の規定により計算した額に100分の131（勤続期間が20年以下で退職した者にあつては、100分の130）を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する者で、次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項、第7条の3及び第9条の4の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

3 前項の基本給月額は、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれらに相当する給与の月額とする。

<p>(3) <u>16年以上24年以下の期間について</u> <u>は、1年につき100分の200</u> <u>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の</u> <u>退職手当の基本額)</u></p> <p>第8条の3 <u>次の各号のいずれかに該当する者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合に100分の83.7を乗じて得た割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>25年以上勤続し、定年条例第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の規定により定められた期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者</u></p> <p>(3) <u>公務上の傷病又は死亡により退職した者</u></p> <p>2. <u>前項の規定は、次に掲げる者に対する退職手当の基本額について準用する。</u></p> <p>(1) <u>25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者であつて、企業長の承認を得たもの（前項の規定に該当する者を除く。）</u></p> <p>(2) <u>前項に規定する者に準ずる者として規則で定める者</u></p> <p>3. <u>第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間について</u> <u>は、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間について</u> <u>は、1年につき100分の165</u></p>	<p><u>(公務及び通勤外死亡等の場合の退職手当の基本額)</u></p> <p>第8条の3 <u>前条第1項の規定は、公務及び通勤による傷病以外の傷病により退職し、又は死亡した者で規則で定めるものに対する退職手当の基本額の計算について準用する。</u></p>
--	--

(3) 26年以上34年以下の期間について

は、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年に

つき100分の105

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条の4 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第8条、第8条の2及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第8条、第8条の2及び前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第8条、第8条の2及び前条の規定により計算した額であるものとし

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条の4 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第8条、第8条の2 第1項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第8条、第8条の2 第1項及び前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第8条、第8条の2 第1項及び前条の規定により計算した額であるも

<p>た場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合</p> <p>ロ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)</p> <p>第8条の5 <u>第8条の3</u> (第1項第1号及び第2項第1号を除く。)の規定に該当する者のうち、定年に達する日前までに退職した者であつて、その勤続期間が<u>20年</u>以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する<u>第8条の3</u>及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>のとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合</p> <p>ロ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)</p> <p>第8条の5 <u>第8条の2第1項</u>の規定に該当する者のうち、定年に達する日前までに退職した者であつて、その勤続期間が<u>25年</u>以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する<u>第8条</u>及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="209 1120 360 1267">読み替える規定</th> <th data-bbox="360 1120 550 1267">読み替えられる字句</th> <th data-bbox="550 1120 794 1267">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="209 1267 360 1998"><u>第8条の3</u></td> <td data-bbox="360 1267 550 1998"><u>退職日給料月額</u></td> <td data-bbox="550 1267 794 1998"><u>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1998 360 2042">省略</td> <td data-bbox="360 1998 550 2042">省略</td> <td data-bbox="550 1998 794 2042">省略</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<u>第8条の3</u>	<u>退職日給料月額</u>	<u>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>	省略	省略	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="839 1120 991 1267">読み替える規定</th> <th data-bbox="991 1120 1181 1267">読み替えられる字句</th> <th data-bbox="1181 1120 1428 1267">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="839 1267 991 1998"><u>第8条</u></td> <td data-bbox="991 1267 1181 1998"><u>給料月額</u></td> <td data-bbox="1181 1267 1428 1998"><u>給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1998 991 2042">省略</td> <td data-bbox="991 1998 1181 2042">省略</td> <td data-bbox="1181 1998 1428 2042">省略</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<u>第8条</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>	省略	省略	省略
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
<u>第8条の3</u>	<u>退職日給料月額</u>	<u>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>																	
省略	省略	省略																	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
<u>第8条</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>																	
省略	省略	省略																	

省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略
<p>(退職手当の基本額の最高限度額)</p> <p>第9条 <u>第8条から第8条の3までの規定</u>により計算した退職手当の基本額が、その者の<u>退職日給料月額</u>に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>第9条の3 第8条の5に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(退職手当の基本額の最高限度額)</p> <p>第9条 <u>第8条、第8条の2第1項及び第8条の3</u>の規定により計算した退職手当の基本額が、その者の給料月額に、47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>第9条の3 第8条の5に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条	<u>第8条から第8条の3まで</u>	<u>前条の規定により読み替えて適用する第8条の3</u>	第9条	<u>第8条、第8条の2第1項及び第8条の3</u>	<u>前条の規定により読み替えて適用する第8条の2第1項</u>
	<u>退職日給料月額</u>	<u>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>		給料月額	給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第8条の3の		これらの	前条の規定により読み替えて適用する第8条の2第1項の
省略	省略	省略	省略	省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略

(一般の退職手当の額の特例)

第10条 第8条の3第1項に規定する者で、次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第7条の3、第8条の3、第8条の4及び第9条の4の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2. 前項の「基本給月額」とは、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれらに相当する給与の月額とする。

附 則

第1条及び第2条 省略
 第3条 退職した者の基礎在職期間中に給

第10条 削除

附 則

第1条及び第2条 省略
 第3条 退職した者の基礎在職期間中に給

料月額減額改定（平成19年3月31日以前に行われた給料月額減額改定で企業長が別に定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第10条第2項に規定する基本給月額に含まれる給料及び扶養手当の月額については、この限りでない。

第4条 当分の間、第8条の2第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第8条の2の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条の3」とあるのは、「第8条の3又は附則第4条」とする。

第5条 当分の間、第8条の3第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第8条の3の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条の3」とあるのは、「第8条の3又は附則第5条」とする。

第6条 省略

料月額減額改定（平成19年3月31日以前に行われた給料月額減額改定で企業長が別に定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第8条の2第3項に規定する基本給月額に含まれる給料及び扶養手当の月額については、この限りでない。

第4条 当分の間、第8条の2第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第8条の2第1項又は第8条の3の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条の3」とあるのは、「第8条の3又は附則第4条」とする。

第5条 省略

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例）</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号。以下「退職手当金条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当金条例第7条第3項、第8条の2第2項及び第8条の3第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当金条例第7条第3項、第8条の2第2項及び第8条の3第2項に規定する通勤による傷病又は死亡とみなす。</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当金条例第7条第3項及び第8項、<u>第9条の4</u>第1項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当金条例第7条第3項に規定する休職月等には該当しないものとみなす。</p>	<p>（職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例）</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号。以下「退職手当金条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当金条例第7条第3項、第8条の2第1項及び第8条の3に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当金条例第7条第3項、第8条の2第1項及び第8条の3に規定する通勤による傷病又は死亡とみなす。</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当金条例第7条第3項及び第8項、<u>第9条の2</u>第1項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当金条例第7条第3項に規定する休職月等には該当しないものとみなす。</p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- | |
|---|
| 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。 |
|---|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在職する職員が、新制度適用職員(職員であって、その者が施行日以後に退職することにより第1条の規定による改正後の阪神水道企業団職員退職手当金条例(以下「新退職手当金条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。)として令和7年3月31日以前に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第1条の規定による改正前の阪神水道企業団職員退職手当金条例の規定により計算した退職手当の基本額が、新退職手当金条例の規定により計算した退職手当の基本額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額を、その者に支給すべき退職手当の基本額とする。

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

阪神水道企業団議会

議会運営委員会委員長 坊 やすなが

阪神水道企業団条例第3号

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 個人情報等の取扱い(第4条—第16条)
- 第3章 個人情報ファイル(第17条)
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示(第18条—第30条)
 - 第2節 訂正(第31条—第37条)
 - 第3節 利用停止(第38条—第43条)
 - 第4節 審査請求(第44条—第46条)
- 第5章 雑則(第47条—第51条)
- 第6章 罰則(第52条—第56条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、阪神水道企業団議会(以下「議会」という。)における個人情報の適

正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、阪神水道企業団情報公開条例（平成16年条例第1号）第2条第1号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その

他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ず

るものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第52条

において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 企業長、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又 は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護の ために必要がある場合であって、 本人の同意があり、又は本人の同 意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2 項の規定に違反して利用さ れているとき	第12条第5項の規定により読み替 えて適用する同条第1項及び第2 項（第1号に係る部分に限る。） の規定に違反して利用されてい るとき、番号利用法第20条の規 定に違反して収集され、若しくは 保管されているとき、又は番号 利用法第29条の規定に違反して 作成された特定個人情報ファイル （番号利用法第2条第9項に規 定する特定個人情報ファイルをいう。 ）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）

の収集方法

- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章

において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この章において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この章及び第47条において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)

である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等

及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な

理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求に係る手数料等)

第30条 議長に対し開示請求をする者が納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 第28条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける開示請求者は、議長が定めるところにより、写しの作成に要する費用その他の開示に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなけ

ればならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（次条、第44条及び第45条第1項において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求す

ることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(次条、第44条及び第45条第1項において「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、阪神水道企業団行政不服審査法の施行に関する条例(平成28年条例第2号)第5条に規定する阪神水道企業団行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通

知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（運用状況の公表）

第50条 議長は、毎年1回、この条例の運用状況について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（施行細目の委任）

第51条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた

業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 前3条の規定は、阪神水道企業団水道事業の設置に関する条例（昭和41年条例第4号）第3条第2項第1号に規定する給水対象の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第56条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

◇規 則◇

阪神水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団規則第2号

阪神水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び阪神水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第2条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法であって、現に使用している専用機器又は保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるものとする。

(1) 電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙

に出力したものの閲覧

- (2) 電磁的記録に記録されている音声を再生したものの聴取
- (3) 電磁的記録をディスプレイ（現に使用しているものに限る。）により出力したものの閲覧又は視聴
- (4) 電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- (5) 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの交付
- (6) 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの交付

（開示請求に係る費用等）

第3条 条例第2条第2項に規定する写しの作成に要する費用その他の開示に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。

- (1) 文書、図画又は写真についての写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 当該文書、図画又は写真を複写機により複写したもの（A3判までの大きさのものに限る。） 1枚につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円
 - イ 当該文書、図画又は写真をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（前条第5号又は第6号に規定するものに限る。）に複写したもの 光ディスク1枚につき100円に、それぞれ当該文書、図画又は写真1枚ごとに10円を加えた額
 - (2) 前条第4号に規定する交付 白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円
 - (3) 前条第5号及び第6号に規定する交付 1枚につき100円
 - (4) 写しの送付に要する費用 普通郵便による郵便料金の額
- （補則）

第4条 この規則の施行に必要な様式その他の事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

◇管理規程◇

阪神水道企業団管理規程第1号

阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入札の公告)</p> <p>第4条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に阪神水道企業団前の掲示場への掲示その他の方法によつて公告する。ただし、急を要する場合は、その期間を5日まで短縮することができる。</p> <p><u>2 前項の規定による公告は、インターネットを利用する方法によつて行うことができる。この場合においては、その公告を阪神水道企業団前の掲示場に掲示したものとみなす。</u></p> <p>(入札について公告する事項)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。</p> <p>(1)から(7)まで 省略</p>	<p>(入札の公告)</p> <p>第4条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に阪神水道企業団前の掲示場への掲示その他の方法によつて公告する。ただし、急を要する場合は、その期間を5日まで短縮することができる。</p> <p>(入札について公告する事項)</p> <p>第5条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。</p> <p>(1)から(7)まで 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この規程は、令和5年4月1日から適用する。

阪神水道企業団管理規程第2号

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務分掌)	(事務分掌)

<p>第7条 部、課等においては、次の事務を分掌する。</p> <p>総務部</p> <p>総務課 省略</p> <p>経営管理課 省略</p> <p>企画調整課</p> <p>企画調整係</p> <p>(1) 事業運営に係る基本計画に関すること。</p> <p>(2) 財政計画に関すること。</p> <p>(3) 分賦金に関すること。</p> <p>(4) 構成団体との総合調整（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(5) 水道施設の更新事業に係る収支の見通しに関すること。</p> <p>(6) 水資源に係る総合調整に関すること。</p> <p>(7) 事業認可の申請に関すること。</p> <p>(8) 阪神水道企業団運営協議会に関すること。</p> <p>(9) 阪神水道企業団経営懇談会に関すること。</p> <p>(10) 構成団体及び外部関係機関との連絡調整（危機時の連絡調整を含み、他の課所の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p><u>(11) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</u></p> <p><u>(12) その他特命事項に関すること。</u></p> <p>情報システム係</p> <p>(1) <u>D Xの推進に関すること。</u></p> <p>(2) 情報システム（水運用、水処</p>	<p>第7条 部、課等においては、次の事務を分掌する。</p> <p>総務部</p> <p>総務課 省略</p> <p>経営管理課 省略</p> <p>企画調整課</p> <p>企画調整係</p> <p>(1) 事業運営に係る基本計画に関すること。</p> <p>(2) 財政計画に関すること。</p> <p>(3) 分賦金に関すること。</p> <p>(4) 構成団体との総合調整（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(5) 水道施設の更新事業に係る収支の見通しに関すること。</p> <p>(6) 水資源に係る総合調整に関すること。</p> <p>(7) 事業認可の申請に関すること。</p> <p>(8) 阪神水道企業団運営協議会に関すること。</p> <p>(9) 阪神水道企業団経営懇談会に関すること。</p> <p>(10) 構成団体及び外部関係機関との連絡調整（危機時の連絡調整を含み、他の課所の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p><u>(11) その他特命事項に関すること。</u></p> <p>情報システム係</p> <p>(1) 情報システム（水運用、水処</p>
--	---

理、施設情報に関するもの及び業務系システムを除く。以下同じ。)の企画、調整及び運用管理並びに情報セキュリティに関すること。

- (3) 業務改善に係る総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 組織管理に関すること。

技 術 部

浄水計画課

事 務 係 省 略

浄水管理係

- (1) 水運用及び浄水処理、水質管理等の水道技術に係る調査、研究、開発、企画及び総合調整に関すること。
- (2) 水供給（取水から構成市供給までの全工程）に係る総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 水質保全及び水質監理に関すること。
- (4) 運転管理に係る業務委託に関すること。
- (5) 別に定める工事の設計の審査に関すること。
- (6) 水供給（取水から構成市供給までの全工程）に係る総合的な危機管理に関すること。
- (7) 給水量の調定に関すること。
- (8) 給水開始前検査に関すること。
- (9) エネルギー（水供給に係る動力）に関すること。

理、施設情報に関するもの及び業務系システムを除く。以下同じ。)の企画、調整及び運用管理並びに情報セキュリティに関すること。

- (2) 業務改善に係る総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 組織管理に関すること。
- (4) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。

技 術 部

浄水計画課

事 務 係 省 略

浄水管理係

- (1) 水運用及び浄水処理、水質管理等の水道技術に係る調査、研究、開発、企画及び総合調整に関すること。
- (2) 水供給（取水から構成市供給までの全工程）に係る総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 水質保全及び水質監理に関すること。
- (4) 運転管理に係る業務委託に関すること。
- (5) 別に定める工事の設計の審査に関すること。
- (6) 水供給（取水から構成市供給までの全工程）に係る総合的な危機管理に関すること。
- (7) 給水量の調定に関すること。
- (8) 給水開始前検査に関すること。
- (9) エネルギーに関すること。
- (10) 環境に係る調査、研究、評価

<p>計画係 省略 施設管理課 企画係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気、機械等設備（以下「設備」という。）の整備に係る企画及び総合調整に関する事。 (2) 設備の維持管理に係る調査、研究、企画及び総合調整に関する事。 (3) 技術監理に係る企画及び総合調整に関する事。 (4) 設計積算制度に関する事。 (5) 別に定める工事の設計の審査に関する事。 (6) 工事検査に関する事。 (7) 情報管理（ICT活用業務を含む。）に関する事。 (8) 課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関する事。 (9) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関する事。 <u>(10) エネルギー（浄水管理係の所管に属するものを除く。）、環境に係る調査、研究、評価及び分析に関する事。</u> <p>電気設備係 省略 機械設備係 省略 工務課 省略 浄水管理事務所 省略 送水センター 事務係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) センターの予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除 	<p><u>及び分析に関する事。</u></p> <p>計画係 省略 施設管理課 企画係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気、機械等設備（以下「設備」という。）の整備に係る企画及び総合調整に関する事。 (2) 設備の維持管理に係る調査、研究、企画及び総合調整に関する事。 (3) 技術監理に係る企画及び総合調整に関する事。 (4) 設計積算制度に関する事。 (5) 別に定める工事の設計の審査に関する事。 (6) 工事検査に関する事。 (7) 情報管理（ICT活用業務を含む。）に関する事。 (8) 課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関する事。 (9) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関する事。 <p>電気設備係 省略 機械設備係 省略 工務課 省略 浄水管理事務所 省略 送水センター 事務係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) センターの予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除
---	---

<p>く。)並びに庶務に関する こと。</p> <p>(2) センターの工事(業務委託を 含む。)の施行手続及び精算に 関すること。</p> <p>送水係</p> <p>(1) 導水、送水及び配水設備の遠 隔操作に関すること。</p> <p>(2) 送水及び配水作業に関するこ と。</p> <p>(3) 前号の作業における水質管理 に関すること。</p> <p>(4) 給水量の調定に関すること。 ただし、浄水計画課浄水管理係 の所管に属するものを除く。</p> <p>(5) 水道作業の総合日報及び月報 に関すること。</p> <p>(6) 所管区域の監視に関するこ と。</p> <p>施設係 省略</p> <p>水質試験所</p> <p>事務係 省略</p> <p>調査係 省略</p> <p>検査係</p> <p>(1) 水質検査計画の策定に関する こと。</p> <p>(2) 水質検査に関すること。</p> <p>(3) 所管施設の工事の設計、実施 及び監督に関すること。ただ し、技術部各課の所管に属する ものを除く。</p> <p>(4) <u>水質データ管理システムの維 持管理及び運用に関すること。</u></p>	<p>く。)並びに庶務に関するこ と。</p> <p>(2) <u>水道作業の総合日報及び月報 の作成、整理に関すること。</u></p> <p>(3) センターの工事(業務委託を 含む。)の施行手続及び精算に 関すること。</p> <p>送水係</p> <p>(1) 導水、送水及び配水設備の遠 隔操作に関すること。</p> <p>(2) 送水及び配水作業に関するこ と。</p> <p>(3) 前号の作業における水質管理 に関すること。</p> <p>(4) 給水量の調定に関すること。 ただし、浄水計画課浄水管理係 の所管に属するものを除く。</p> <p>(5) 水道作業の総合日報及び月報 に関すること。<u>ただし、事務係 の所管に属するものを除く。</u></p> <p>(6) 所管区域の監視に関するこ と。</p> <p>施設係 省略</p> <p>水質試験所</p> <p>事務係 省略</p> <p>調査係 省略</p> <p>検査係</p> <p>(1) 水質検査計画の策定に関する こと。</p> <p>(2) 水質検査に関すること。</p> <p>(3) 所管施設の工事の設計、実施 及び監督に関すること。ただ し、技術部各課の所管に属する ものを除く。</p>
--	---

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

◇議 会 規 程◇

阪神水道企業団議会規程第1号

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月24日

阪神水道企業団議会

議長 吉 田 謙 治

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（個人識別符号）

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令

で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項
（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、同条第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録す

る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第9条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものであって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
- (開示決定等の通知)

第10条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における

開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項
(第三者への通知等)

第11条 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
(電磁的記録の開示方法)

第12条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、議会が現に使用している専用機器により行うことができるもの
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(記録時間が120分であるものに限る。)に複製したものの交付
 - ウ 当該録音テープ又は録音ディスクをコンパクトディスク(直径が120ミリメートルであるものに限る。以下同じ。)に複製したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、議会が現に使用している専用機器により行うことができるもの
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(VHSの方式による記録時間が120分であるものに限る。)に複製したものの交付
 - ウ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをコンパクトディスクに複製したものの交付
 - エ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをDVD(直径が120ミリメートルであるものに限る。以下同じ。)に複製したものの交付
- (3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、議会がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により行うことができるもの

- ア 当該電磁的記録を用紙(A3判までの大きさのものに限る。以下同じ。)に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録をディスプレイ(議会が現に使用しているものに限る。)により出力したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
 - エ 当該電磁的記録をコンパクトディスクに複写したものの交付
 - オ 当該電磁的記録をDVDに複写したものの交付
- (開示の実施の方法等の申出)

第13条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
 - (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日
 - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨
- 2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(開示に要する費用)

第14条 条例第30条第2項に規定する写しの作成に要する費用その他の開示に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。

- (1) 用紙(A3判までの大きさのものに限る。以下同じ。)に白黒で複写又は出力したものの交付 用紙1枚につき10円
- (2) 用紙にカラーで複写又は出力したものの交付 用紙1枚につき20円
- (3) 録音カセットテープに複写したものの交付 1巻につき100円
- (4) ビデオカセットテープに複写したものの交付 1巻につき100円
- (5) コンパクトディスクに複写したものの交付 1枚につき100円
- (6) DVDに複写したものの交付 1枚につき100円
- (7) 第12条第3号に規定する電磁的記録について、前2号に規定するもののほか、当該電磁的記録の性質に応じ、作成した写し又は複写したものの交付 当該写し又は複写に要する費用相当額
- (8) マイクロフィルム、写真フィルム、スライド等について、当該公文書の性質に応じ、作成した写し又は複写したものの交付 当該写し又は複写に要する費用相当額
- (9) 写しの送付に要する費用 普通郵便による郵便料金の額

(補則)

第15条 この規程の施行に必要な様式その他の事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会規程第1号）の施行後遅滞なく」とする。

◇告 示◇

阪神水道企業団告示第2号

令和5年第1回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和4年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

令和5年3月24日

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄

令和4年度

阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第1条 令和4年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,793,320千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 691,681千円及び損益勘定留保資金10,101,639千円で補てんするものとする。」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		△	減	
	収	入		
第1款 資本的収入	1,959,615 千円	△ 1,118,717 千円		840,898 千円
第1項 企 業 債	1,945,000 千円	△ 1,387,000 千円		558,000 千円
第3項 国 庫 補 助 金	1 千円	268,283 千円		268,284 千円
	支	出		
第1款 資本的支出	12,753,130 千円	△ 1,118,912 千円		11,634,218 千円
第1項 建 設 改 良 費	8,550,237 千円	△ 1,121,000 千円		7,429,237 千円
第4項 国庫補助金返還金	2,642 千円	2,088 千円		4,730 千円

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為のうち、猪名川浄水場改修工事その3を次のとおりに改める。

事 項	期 間	限 度 額
猪名川浄水場改修工事その3	令和4年度から 令和8年度まで	4,787,195 千円

第4条 予算第6条に定めた起債の目的及び限度額中

「導送配水管路整備事業費 充当のため 1,945,000千円」 を 「導送配水管路整備事業費 充当のため 558,000千円」 に改める。

阪神水道企業団告示第3号

令和5年第1回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和5年度阪神水道企業団水道事業会計予算は、次のとおりである。

令和5年3月24日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

令和5年度

阪神水道企業団水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度阪神水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(給水市名)	(1日平均給水量)	(分賦基本水量)	(給水量)
神戸市	446,867 m ³	163,553,322 m ³	158,448,478 m ³
尼崎市	162,767 m ³	59,572,722 m ³	44,768,183 m ³
西宮市	131,953 m ³	48,294,798 m ³	47,135,723 m ³
芦屋市	28,870 m ³	10,566,420 m ³	9,268,460 m ³
宝塚市	19,145 m ³	7,007,070 m ³	7,007,070 m ³
計	789,602 m ³	288,994,332 m ³	266,627,914 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	20,181,152 千円
第1項 営業収益	19,085,203 千円
第2項 営業外収益	1,095,948 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	18,696,022 千円
第1項 営業費用	17,540,590 千円
第2項 営業外費用	1,150,428 千円
第3項 特別損失	4 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,533,719千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額405,458千円及び損益勘定留保資金6,128,261千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,758,506 千円
第1項 企業債	1,506,000 千円
第2項 出資金	14,920 千円
第3項 国庫補助金	237,583 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円
第5項 工事負担金	1 千円
第6項 その他資本収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	8,292,225 千円
第1項 建設改良費	4,324,262 千円
第2項 企業債償還金	3,863,067 千円
第3項 水利負担金	76,926 千円
第4項 国庫補助金返還金	27,970 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大道取水場特高受電設備取替工事 基本設計及び事業者選定支援業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	34,540 千円
大道取水場5期導水ポンプ2号 取替工事	令和5年度から 令和6年度まで	653,180
大道取水場3期導水ポンプ1号 取替工事設計業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	19,426
大道取水場原水水質連続監視装置 取替工事	令和5年度から 令和6年度まで	98,417
猪名川浄水場Ⅱ系オゾン設備取替工事	令和5年度から 令和8年度まで	2,654,300
尼崎浄水場非常用発電設備設置工事 基本設計及び導入可能性調査業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	32,890
猪名川浄水場Ⅱ系沈澱池 弁類取替工事	令和5年度から 令和6年度まで	393,690
猪名川浄水場Ⅱ系ろ過池 弁類取替工事設計業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	16,500
猪名川浄水場Ⅲ系攪拌機設備取替工事	令和5年度から 令和6年度まで	158,356
猪名川浄水場Ⅲ系ろ過池洗淨設備 取替工事設計業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	15,697
猪名川浄水場Ⅲ系ろ過池排水弁取替工事	令和5年度から 令和6年度まで	37,785
猪名川浄水場特高受電設備監視装置及び 北機械室配電設備取替工事設計業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	27,720
猪名川浄水場送液ポンプ操作盤及びⅢ系 集泥設備操作盤取替工事設計業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	22,957
猪名川浄水場Ⅲ系リターンバイパス弁現 場操作盤及び受水電動弁操作盤取替工事	令和5年度から 令和6年度まで	22,077
猪名川浄水場及び尼崎浄水場 分析計取替工事	令和5年度から 令和6年度まで	68,761
猪名川浄水場改修工事その3 (機械電気設備)	令和5年度から 令和9年度まで	1,688,500
1期越木岩送水トンネル整備に係る 基本検討業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	23,100
甲東ポンプ場受配電設備取替工事 及び受電棟築造工事	令和5年度から 令和8年度まで	2,040,500
尼崎浄水場配水ポンプ設備取替工事	令和5年度から 令和8年度まで	1,352,780
計装設備取替工事	令和5年度から 令和6年度まで	32,516
猪名川浄水場送水ポンプ設備取替工事	令和5年度から 令和7年度まで	1,145,320
猪名川浄水場送水サージタンク用 逆止弁取替工事	令和5年度から 令和6年度まで	34,265

事 項	期 間	限 度 額
送水管更新工事その3	令和5年度から 令和8年度まで	4,086,500 千円
西宮ポンプ場送水6号用 エンジン取替工事	令和5年度から 令和6年度まで	381,480
分析計取替工事	令和5年度から 令和6年度まで	4,070
乗 貨 兼 用 車	令和5年度から 令和6年度まで	2,090
本庁舎改修工事その2	令和5年度から 令和7年度まで	913,732
保安警備業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	256,924
取水場運転管理業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	642,448
浄水場運転管理業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	639,748
導送配水ポンプ用回転数制御装置 点検整備工事	令和5年度から 令和6年度まで	42,351
導水ポンプ用回転計修理工事	令和5年度から 令和6年度まで	14,850
導水ポンプ及び導水ポンプ用管内クーラ 点検整備工事	令和5年度から 令和6年度まで	24,552
インバータ盤点検整備工事	令和5年度から 令和6年度まで	20,636
Ⅱ系オゾン設備保守業務委託	令和5年度から 令和33年度まで	1,320,000
浮上分離設備修理工事	令和5年度から 令和6年度まで	6,926
冷却水1次ポンプ用インバータ修理工事	令和5年度から 令和6年度まで	6,061
薬品注入盤点検整備工事	令和5年度から 令和6年度まで	24,860
CGS用制御盤点検整備工事	令和5年度から 令和6年度まで	55,297
水管橋塗装工事	令和5年度から 令和6年度まで	37,620
送配水ポンプ用回転数制御装置 点検整備工事その2	令和5年度から 令和6年度まで	29,150
送水ポンプ用起動制御盤 点検整備工事	令和5年度から 令和6年度まで	12,364
保護継電器修理工事その2	令和5年度から 令和6年度まで	3,190
送配水ポンプ用回転数制御装置 点検整備工事	令和5年度から 令和6年度まで	30,008
起動制御盤点検整備工事	令和5年度から 令和6年度まで	3,014
受配電設備点検整備工事	令和5年度から 令和6年度まで	5,170

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額	導送配水管路整備事業費充当のため	1,506,000千円
起債の方法	国又は銀行その他から普通貸借の方法により借入れ、財政又は事業の進捗の都合により、後年度に繰り下げて借入れをすることができる。	
利率	年4.7%以内	
償還の方法	借入れの翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更あるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては定額以上を償還し、又は前記利率の範囲内で借換えすることができる。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	2,264,957千円
(2) 交際費	187千円

(構成団体からの補助金)

第10条 水道水源施設等建設事業割賦負担金利息及び児童手当の一部に充当するため、構成団体から補助を受ける金額は、13,337千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、987,645千円と定める。